

司法修習生に対する給費制の存続を求める会長声明

司法修習生に対して修習期間中の給与を国が支給する制度（以下、「給費制」という。）を廃止し、希望するものに対して修習期間中の修習資金を国が貸与する制度（以下、「貸与制」という。）の実施が、本年（平成22年）11月1日に迫っている。

給費制の廃止と貸与制の実施は、2004年（平成16年）12月に改正された裁判所法に基づくものである。その成立過程では、衆参両院で「給費制の廃止及び貸与制の導入によって、統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることがないよう、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと」との附帯決議が採択されていた。

しかし、昨今の法科大学院生の実体に目を向けると、学費及び生活費による重い経済的負担は、深刻さの度合いを増している。

日本弁護士連合会が2009年（平成21年）11月に実施した、新63期修習予定者に対するアンケート結果によると、法科大学院在学中に奨学金や教育ローン（以下、「奨学金等」という。）を利用したとする有効回答数は、回答総数1528名中、783名（51.2パーセント）に及び、奨学金等の借入総額の平均は約318万円、最高額は1200万円であった。

このような状況下で、さらに修習資金償還という負債をも抱えることになれば、法曹志望者、とりわけ、扶養家族を有する者や社会人からの転身を志す者などが経済的事情から法曹を断念する事態に至ることが想定される。既に、法科大学院への社会人入学者は、2008年度（平成20年度）には約48パーセントに及んでいたものが、2010年度（平成22年度）には約30パーセントにまで減少してきており、その傾向の一端が見受けられる。貸与制の実施は、司法修習生全般にさらなる将来への経済的不安を与えるものであり、有為な人材が法曹界に進むことを躊躇させる大きな要素となることは想像に難くない。

これまで、給費制は、司法修習生を司法修習に専念させることを可能にするとともに、社会のあらゆる階層・分野の有為で多様な人材を法曹界に確保することに多大なる寄与をしてきた。給費制が廃止されて貸与制に移行することは、一部の経済的余裕のある、限られた階層の者でなければ法曹になれないという弊害を招き、社会のあらゆる階層・分野の有為で多様な人材を法曹界に確保することを困難にする。

また、経済的に不安なく修習に専念できる環境を担保していた給費制を廃止することは、司法修習生に修習専念義務を尽くすことを困難にさせ、高い見識と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるという修習の目的の実現をも困難にさせる危険がある。

さらに、弁護士の公益活動という視点から貸与制を見ると、修習資金の貸与を受けた弁護士は、貸与金の返済の負担を背負いながら弁護士業務を開始することになるので、弁護士活動の重点が目先の貸与金の返済に向けられ、公益活動への参加に消極的になるおそれも指摘される。

司法制度は、我が国において法の支配を実現するために必要不可欠な社会的インフラである。司法修習制度には、司法修習生が将来、裁判官、検察官又は弁護士のいずれになるかを問わず、我が国の司法制度を担う人材を養成するという極めて重要な役割が課されている。社会的インフラを担う人材を国費で養成することは、国の当然の責務である。

当会では、2003年（平成15年）9月27日に「修習生の給費制維持を求める決議」を行ったほか、2009年（平成21年）7月24日の北海道弁護士会連合会定期大会においては、旭川、釧路、札幌及び函館の各弁護士会4会共同提案により、「司法修習生の修習資金貸与制度の実施に反対し、給費制の存続を求める決議」が採択されている。今般、改正裁判所法の施行が目前に迫っている事態に鑑み、改めて、法曹養成制度の一翼を担う責任ある立場から、次世代の有為な法曹を養成するため、本年（平成22年）11月1日からの貸与制の実施に強く反対し、給費制を存続させることを国会、政府及び最高裁判所に求めるものである。

2010年（平成22年）6月25日

釧路弁護士会

会長 永井哲男